

CZ  
5  
0227

川春久編輯

違 警 罪  
印 稅 規 則

郵便摘要

商標條例

# 中學諸規則便覽

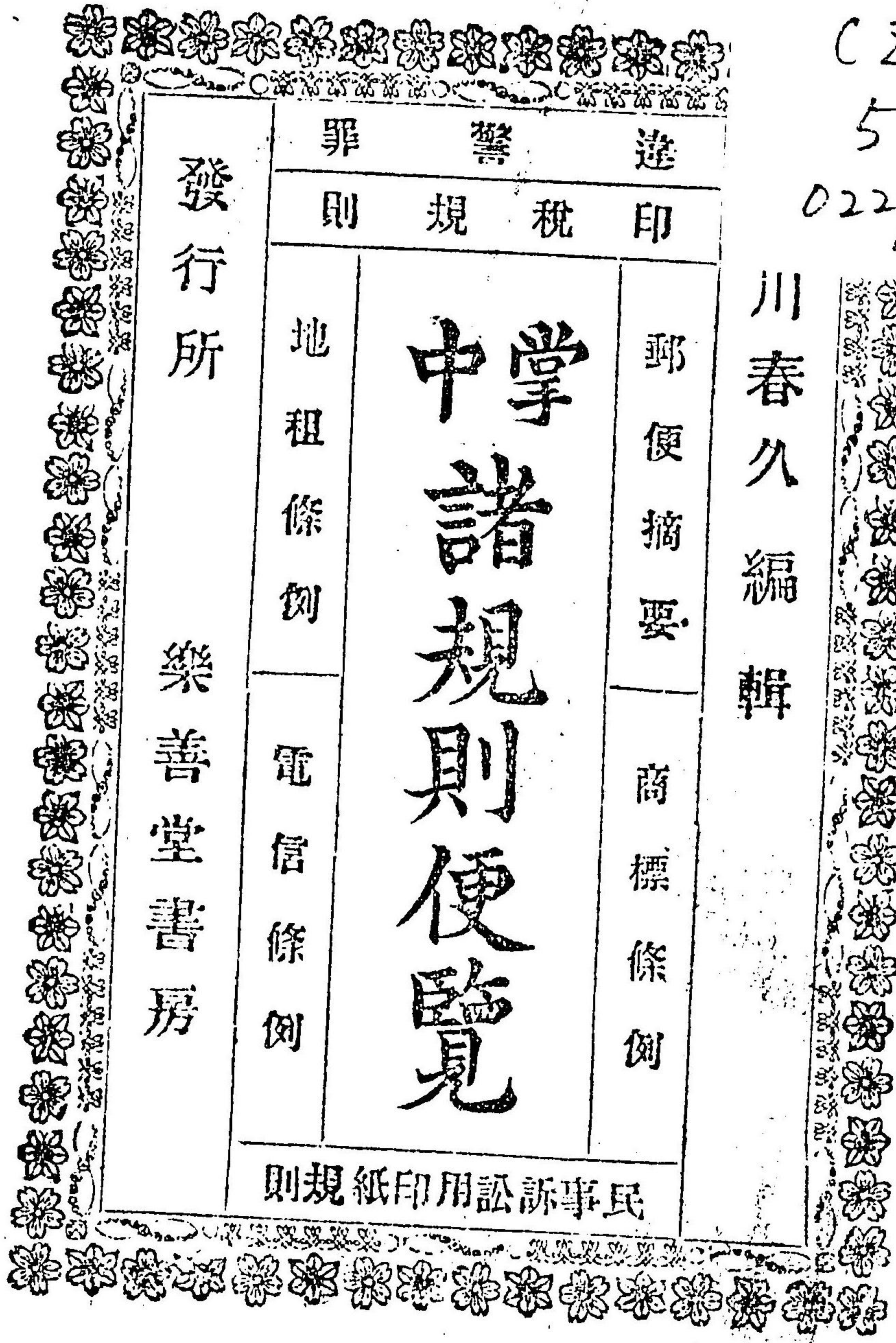
地租條例

電信條例

民事訴訟用紙規則

發行所

樂善堂書房



中 諸 規 則 便 覽

仙 臺 石 川 春 久 編 輯

違 警 罪

特 61

52

壹 圓 九 十 五 錢 以 下 の 過 料

一 規 則 を 遵 守 せ ず して 火 藥 其 他 破 裂 す へ き 物 品 と 市 街 に 運 搬 したる者

左 の 各 項 を 犯 したる者は三日以上十日以下の拘留又は一圓以上

52  
0227

一 規 則 を 遵 守 せ ず して 火 藥 其 他 破 裂 す へ き 物 品 又 は 自 ら 火 の 發 せ へ き 物 品 と 貯 藏 したる者

一 官 許 を 得 ず して 煙 火 と 製 造 又 は 販 賣 したる者

一人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩ひたる者

一蒸氣器械其他烟筒火器を建造修理し及び掃除する規則に違背  
きたる者

一官署の督促を受けず崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざ  
る者

一官許を得てして死屍と解剖したる者

一自己の所有地内死屍有る事と知て官署に申告せし又は他所  
に移きたる者

一人を殴打して創傷疾病に至らざる者

一密に賣淫を爲す又は其媒合容止を爲きたる者

一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

一定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

一官許の墓地外に於て私に埋葬きたる者

一違警罪の犯人と曲庇する爲め偽証したる者  
但被告人偽証の爲め刑を免れたる時の刑法第二百十九條の  
例に従ふ

例に従ふ

左の各項を犯きたる者の二日以上五日以下の拘留又は五十錢以  
上一百五十錢以下の料料

一人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者

一水火其他の變ふ際官吏より防禦をへさの求めを受け傍觀を

て之と背せざる者

一 不熟の菓物又は腐敗したる飲食者を販賣したる者

一 健康と保護する爲め設けたる規則又は傳染病豫防規則に違背したる者

一 一人の通行とへき場所に在る危険の井溝其他凹所に蓋又は防圍と爲さざる者

一 路上お於て犬其他の獸類を嘸之又は驚逸せざめたる者

一 狂人の看守と怠り路上に徘徊せしめたる者

一 狂犬猛獸等の繋鎖を怠り路上に放ちたる者

一 變死人の檢視を受けとめて埋葬したる者

一 臺碑及び路上の神佛と毀損之又は汚瀆したる者

一 神祠佛堂其他公けの建造物を汚損したる者

一 公然人を罵詈嘲弄したる者

但之訴と待て其罪を論と

左の各項を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留二十錢以上一

圓二十五錢以下の科料

一 監りに車馬と疾驅えて行人の妨害を爲したる者

一 制止と背せずして人の群集したる場所に車馬と牽きたる者

一 夜中燈火なくして車馬と疾驅する者

一 木石等と道路に堆積して附圍を設けと又は標識の燈を怠り

たる者

- 一 瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者
- 一 禽獸の死屍を道路に棄擲及は取除かざる者
- 一 汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者
- 一 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者
- 一 醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應せざる者
- 一 死亡の申告を爲せずして埋葬せたる者
- 一 流言浮説を爲して人を誑惑したる者
- 一 妄りに吉凶禍福を説き及は祈禱符咒等を爲し人を惑して利を圖る者

- 一 私有地外へ濫りに家屋牆壁と設け及は軒搦を出したる者
- 一 官許を得として路傍又は河岸に床店等と開きたる者
- 一 路上の植木市街の常燈及び厠場等と毀損したる者
- 一 道路橋梁其他の場所に標示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損せたる者

左の各項を犯したる者は一日の拘留又は十錢以上一圓以下の料

- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者
- 一 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り及は故なく通行を妨げたるもの

一 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所お於て定價を出さず必通行  
行きたるもの

一 路上に於て賭博に類する商業を爲したるもの

一 官許を得て去て劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背した  
る者

一 溝渠下水を毀損又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はさる  
者

一 制止を肯せしめて去て路傍に食物其他の商品と羅列したるもの

一 官許を得て去て獸類を官有地に放ち又は牧畜したるもの

一 身体に刺文と爲し及び之と業とするもの

一 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類と解放したる者

一 他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者

左の各項を犯したる者は五錢以上拾錢以下の科料

一 橋梁又は堤防の害と爲るべき場所に舟筏を繋ぎたる者

一 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して

行人の妨害を爲したる者

一 車馬を並へ牽て行人の妨害と爲したる者

一 水路に於て舟を並へ通船の妨害と爲したる者

一 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者

一 官署の督促を受けて道路の掃除と爲さざる者

- 一 制止を肯せとて路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 一 牛馬を牽き又は繋ぐことを忽かせおきて行人の妨害を爲したる者

- 一 出入と禁止とたる場所に監りに出入したる者
- 一 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 一 道路に於て放歌高聲を發して制止と肯せざる者
- 一 酩酊して路上に喧噪し又は醉臥したる者
- 一 路上の常燈を消したる者
- 一 人家の牆壁に貼紙及びひ懸書きたる者
- 一 邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等と

毀損したる者

- 一 他人の田野園圃に於て菜果を採食し又は花卉を採折したる者
- 一 公園の規則と犯したる者
- 一 通路及び他人の田圃と通行し又は牛馬を牽き入れたる者

○宮城県違警罪

- 左の各項を犯したる者は五錢以上壹圓九十五錢以下の料料又は
- 一日以上十日以下の拘留
- 一 官林保護規則に違背したる者
- 一 死亡届規則に違背したる者
- 一 流産届規則に違背したる者

- 一 街路取締規則に違背したる者
- 一 畜犬取締規則に違背したる者
- 一 官許を得ずして道路堤溝渠等を變換したる者
- 一 官許を得ずして水車と設置及流水を爲したる者
- 一 鑑札を受けずして地方税に屬する營業となしたる者
- 一 規則と遵守せずして産婆營業となしたる者
- 一 馭馬丁又は人力車挽等其取締規則に違背したる者
- 一 旅行免狀を持たざる外國人を無届にて止宿せしめたる者
- 一 神佛祭禮に託して強て出錢せしめたる者
- 一 道路又は人家に於て強て合力と求め又は物品を押賣したる者

- 一 道路堤塘等へ竹木或は菽麥蔬菜類を種蒔したる者
- 一 有害品と用ひ禽獸魚類と捕獲したる者
- 一 郷貫氏名を詐稱して宿泊したる者
- 一 路上に於て新聞紙及雜誌類を讀賣したる者
- 一 路上に於て異様の粉粧を爲し醜体を露はしたる者
- 一 各所に榜示せる禁條を犯したる者
- 一 禽獸の死屍を河川に投棄したる者
- 一 海藻魚類其他の干場に妨害を爲したる者
- 一 市驛又は群集の場所に於て褻袒裸体と爲したる者
- 一 夜間十二時過歌舞音曲其他喧噪を爲したる者



一人に汚穢物を抛擲したる者

一口取あき小荷駄馬に騎り往來と通行せたる者

○宮城縣違警罪目参照

〔明治十一年四月〕官林保護及野火取締規則

〔甲第九十六號達〕官林下草刈又は官山に於て秣菴等艾取方差許候者

第一條 官林下草刈又は官山に於て秣菴等艾取方差許候者其本人家族雇人を問はず鑑札一枚つゝ可下渡に付山入候者は

一人別に携帯せしむ右鑑札一枚に付金壹錢五厘つゝ鑑札下

渡出願の節差添上納すへま

第二條 右鑑札を携帯せしめて官山官林入る者ハ相當の處分

に及ぶへし

第三條 官有草山官林及原野荒蕪地に於て秣並み菴刈取

差許候場所肥饒の爲枯草燒拂を要する箇所を以て出願許可と

受くへま從來慣行の場所たりとも直に放火せることと許さ

そ

第四條 人民所有山又は原野に火入せる時は其日區務所に届

出村吏の立會を得嚴に豫防の手配をなすへし

第五條 火入の節は前以て比隣村々へ通告し比隣に於ても萬一

の延燒豫防を警戒せしむ

〔明治十四年一月〕死亡届規則

第一章 総則

第一條 凡病死者は勿論變死者と雖ども必ず此の規則に據るへし

第二條 無藉囚徒死亡又は死刑に處せられたるときは處分の後其關係の主務者より該町村戸長役場に通知すへし但無藉拘留人死亡の時も亦本條に準ず

第三條 有藉の囚徒又は拘留人死亡し官に於て一時之を假葬せるときは主務の官吏より醫師の診斷書と添へ該町村戸長役場へ通知すへし

第四條 旅行人の死亡又は死体漂着等は警察官吏立會檢視の上原籍不分明なるか或は原籍分明なるも之れと収葬せる者な

ときは戸長は假埋葬證書と發し假葬の手續となすへし但し假埋葬證書は第十一條の書式に準據し號外とて埋葬の上(假)の字と冠らむへし

第五條 本縣在籍にして他府縣に於て死亡せる者を本貫地に埋葬せんとするときは其治療を受けたる醫師の届書又は死体檢案届書を請け第五條の手續をなすへし

第二章 死者家人心得

第六條 死者の家人は醫師の届書を受け左の書式の届書と共に其町村戸長役場へ差出之埋葬承認書を請け之を司葬者(教導補以上)に差出せしむるが如し但し戸主死亡の時は其相続人相續人な

まこときは其家人又は親屬故舊に於て本條の手續をなとへま  
死亡届

縣國郡區町村番地居住

(借名)(寄留)寄留者は本籍を記載とへ

身分職業未婚又は既婚

既婚ふは有配偶無配偶の  
別を配とへ

氏名

年齢

右何月何日何時死亡候に付司葬者藏名何の誰へ依頼し何所に埋  
葬致度候間埋葬承認書付與せられ度醫師の届書死体検案届書相  
添此段致御届候也

右戸主又は相續人或は親屬

年月日

氏名印

何町村戸長宛

第七條 急病劇症等にて醫師の治療と受けとまて死亡せま者あ  
る時は速に郡區醫町村醫又は最寄醫師の検案と請け第五條の  
手續をなとへし

第八條 醫師の届書を得難き正當の事實ある時は其死亡の証書  
を戸長に請求とるを得へし

第三章 醫師心得

第九條 施治の患者死亡とるときは速ふ左の書式の届書と死者  
の家人に付與とへま但數醫にて施治の患者死亡するときは主  
任の醫師より届書を付與とへま

施治患者死亡届

縣國郡區町村番地居住(借舎)(寄留)  
 (寄留ノ者ハ其本籍をも記載スヘシ)  
 族藉職業未婚又ハ既婚  
 既婚には(有配偶無配偶ノ別ヲ記スヘシ)

何病ノ部  
 何病名年月日午后何時死亡 氏名 年齢

有私施治の患者に候處死亡候間此段致御届候也

縣國郡區町村番地居住(借舎)(寄留)  
 醫師姓名 印  
 年月日  
 (病院或は分局院醫又は郡區醫町村姓名印)  
 郡區長宛

第十條 施治の患者に候らざるも其家人より死亡届を請求せらるゝときは速に該家に到り死体檢案左の書式の届書を附與すへ之但變死に罹りたるものは係官吏寸會檢屍濟の上届書を附與すへ之

死体檢案書  
 肩書前條書式に同之

何病の部  
 病名年月日午后何時死亡 氏名 年齢  
 病名判然せざるものは死者の景態を明記すへし  
 右之者死体檢案候間此段致御届候也

肩書前書式不同し  
 醫師姓名 印  
 年月日  
 (病院或は分局院醫又は郡區醫町村姓名印)

郡區長宛

第十一條 第八條第九條届書式病部とあるは流行病全身病神經系諸病呼吸器諸病血行器諸病消化器諸病泌尿生殖器諸病及婦人病小兒病皮膚病附煤毒外科的諸病及外傷變死の十一部に分つへし但原因及病名判然ならざるものは原因不詳と記とへ之職業は農商職工力役諸業の五類に分つへし但官吏及藝術家は諸業の部に入れ老幼廢疾等にて常職定業なきものは戸主家族を論せと其一家の營業に據るへし

第四章 戸長心得

第十二條 死亡届書お就き死体檢案書及司葬者の適否等を調査し不都合ありと認むるときは左の書式の埋葬承認証と死者の家人又は親屬故舊へ附與とへし但埋葬承認証書番號簿を製し置割印の上附與するものとす

用紙厚紙

竪五寸

第何號

表 割印

埋葬承認之証

シロ川川

原籍	姓名	死亡年月日	承認者姓名	司葬者姓名	承認者姓名

第十三條 毎月醫師の死亡届書と司葬者より返付したる埋葬承認証書との數を照合し差違なきときは翌月十日限り郡區役所へ差出とへ之

第十四條 仙台區に限り第一條第十三條の戸長の事務を衛生委員に取扱はせむるを得へ之

第五章 司醫者心得

第十五條 戸長の埋葬承認証書無くて死体を埋葬せむ可らと

第十六條 司葬者は埋葬承認証書の裏面に埋葬せよ月日並官職姓名を記入捺印を毎月取纏め翌月三日限り戸長役場へ返付をへよ

明治十四年二月五日第五號達

○流産届規則

第一條 凡う婦女妊娠四ヶ月以上にして少産し又は臨月に至るも死胎分娩せるものは総て流産とせ此規則に據るへい

第二條 流産せし婦女の家人は施術の醫師若くは産婆より其届書を戸長役場へ差出すへよ

第三條 醫師或は産婆に於て自己施術の妊婦流産せよときは左の届書該家人に付與をへい

流産届

縣國郡區町村番地居住(借舎)(寄留) 寄留者は其本籍ヲモ記載スヘシ

身分

氏名

年齢

流産年月日時

右私取扱の妊婦に候處流産候間此段致御届候也

縣國郡區町村番地居住

(借舎)(寄留)

醫師又ハ産婆印

何町村戸長宛

第四條 醫師或は産婆の手續を経として流産せよときは速に郡

區醫町村醫又は最寄醫師の檢案を請ひ其届を書請け戸長役場へ差出をへし

第五條 前條の場合に於ては郡區醫町村醫又は最寄醫師は速に其家に到り之れを檢案し左の書式の届書を付與すへよ

流産檢案書

廿六

肩書同上

流産年月日

氏名

流産ニ至ル所以ヲ記載スヘシ

年齢

右流産檢案候間此段致御届候也

肩書同上

年月日

醫師 氏名印

何町村戸長宛

第六條 流産せし婦女の家人に於て醫師又は産婆の届書を得難き正當の事實あるときは其産の景狀を記したる親族又は隣保連署の書面と以て戸長役場へ届出つへし

第七條 戸長は毎月末流産届書類を調査し衛生委員連署を翌月十日限り郡區役所へ差出せしめ但仙台区に限り戸長の事務と

衛生委員に取扱はせむると得べし

明治十六年三月 甲第十七号達 ○畜犬取締規則

第一條 畜犬には必ず其主の住所氏名を記したる頸環又は牌子と付置くへし

第二條 畜犬傳染病に罹りたる兆候あるか又は狂猛おして人畜に傷害を及ぼす虞あるものは其主に於て嚴に之を繋留し逸走の患なからせむべし但傳染病の兆候ある時は速に最寄警察署分署屯所若くは巡行巡查に届出つへし

第三條 前條但し書の場合に於ては畜主守會の上之に撲殺せしめは其死屍を埋没若くは焼棄せしむべし

第四條 頸環又は牌子くわいまたしの犬は主ぬしなきものと看做みなし之と撲殺せしむることあるへま

第五條 病犬べんけん狂犬きやうけん猛犬もうけんの徘徊はいかいするものあるときは直ちちかふ之と撲殺せまむへま

第六條 此の規則きそくに背そむきたる者は違警罪ちやうけいざいを以て罰せらるへま  
○街路取締規則かいろうとりしまりきそく

第一條 街路かいろうに建物たてものを設け又は軒摺物けんずりもの干等したへを出す可べからず但たは釣看板つりかんばんの類るいは道敷みちまきへ二尺にーやくまで掲出いたするは妨さまたげなまど雖いへとも高さ一丈かき以上かきに限るへし

第二條 隘みだりお街路かいろうに竹木ちくぼく土石つちいし其他その他の物品ものまをを置くからず  
第三條 店先たなざきに商品うりものを排列ならべするは道敷みちまきへ一尺かきと限るへま但たは日除ひよけは道敷みちまきへ二尺みちまきまで張出はりだは苦くまからず

第四條 街路かいろうお飲料水ののみづを引ひき又は井戸いど下水等げすゐらを設けんとせるとまは其場そのばの圖面づめんを添郡區役所そへぐんくやくしよを経て縣廳けんちやうへ願出ねがひいつへま

第五條 左の諸件しよけんに於ては其場そのばの圖面づめんを添そへ所轄警察署しよくわつちやうけいさつしよ又は分署ぶんしよへ願出ねがひいつへま

一街路かいろうに樹木きを植うへ又は街燈かいとうを建てんとするもの  
一街街かいがいに便所べんじよを設け又は葭簀やせ張等はりこを建たてんとするもの

第六條 左の諸件しよけんに於ては其場そのばの圖面づめんを添そへ所 警察署けいさつしよ又は分署ぶんしよへ願出ねがひいつへま



- 一 神輿巡行又は街路に山車手踊屋臺等を出さんとするもの
- 二 神佛祭典の節一時舞臺又は渡り行燈等を設けんとするもの
- 三 神佛開扉等廣告の爲め路傍に建札を設けんとする者
- 四 諸市場お於て一時小屋掛又は差掛等を設けんとするもの
- 五 街路に標旗標燈等を建てんとするもの
- 六 街路を経て建物と運搬及牛馬通行止めの榜示ある場所を出入せんとするもの
- 七 材木土石類を街路お置き又は板圍繩引足場等を置けんとするもの

第七條 免許を得て街路に竹木土石類を積置くときは防圍を爲

之且つ夜中は標識を設くへ之

第八條 街路に沿へたる建物及木石樹木並木根返リ風折レ等ルキハ例規ノ通り等崩壞頓仆の虞あるものは速に修理毀却處分スルモノトス若くは扶植代採とへ之

第九條 街路の井戸其他危険なる凹所等は蓋又は防圍を設くへ

第十條 諸車及牛馬を牽き又は荷物と負擔之其他物品を道路に横へ通行の妨害をなとへからと

第十一條 街路に於て荷造等をあ之又は竹木土石類運搬の途中不得止一時街路に止め置くときは路傍お片寄せ通行の妨害を

なとへからす

第十二條 路上に於て軍談輕業其他人寄せを爲す通行の妨害と

なとへからす

第十三條 路上に於て紙鳶を揚げ又は獨樂羽子手鞠等を斷弄す

其他遊戯を爲す通行の妨害をなとへからす

第十四條 露店行商等商品を路上に雜列し通行の妨害となとへ

からす

第十五條 塵芥游泥等を路上に布き若くは路傍に堆積とへから

と

第十六條 溝渠下水等の泥水又は穢物を洗滌したる汚水と路上

に注酒とへからす

第十七條 路上に水を洒き氷凍を醸成すへからす

第十八條 瓦礫塵芥禽獸の死屍其他汚穢物を街路又は溝渠下水

等に投棄とへからす

第十九條 氷雪は路傍に堆積せりも通行の妨害と爲すへからす

第二十條 便所お糞尿器を設けしして尿尿を下水又は路上に流

出せむへからす

第二十一條 流去場に水溜め設けしめて汚水を路上お流出せし

むへからす

第二十二條 街路の便所は必と外圍と設け尿尿を路上に漏洩せ

まむへからと

冊四

第二十二條 市驛まうききに於て蓋たむをかき糞桶ふんぼけを運搬うんぱんせへからす

第二十四條 市驛まうききに於て便所べんじょに在らざる場所ばしよに大小便たいせうべんをかき又

は幼兒こどもに大小便たいせうべんをなさまむへからと

第二十五條 此規則このきそくは公衆みんちゆうの通行つうこうすへき私設みせつの道路みちおも亦之を

適用てきよんと

第二十六條 此規則このきそくに背そむきたる者は違警罪ちへいざいを以て罰ばつせらるへき

○郵便心得摘要

書狀之部
目方二匁迄 二錢
全 四匁迄 四錢
全 六匁迄 六錢
以上右の割合にて目方二匁迄を増し毎に税金二錢つゝと増えて納むへき
葉書之部
葉書一枚 一錢

封皮之部
二錢長形 二錢一厘
全 角形 二錢二厘
全 四錢長形 四錢二厘
全 角形 四錢二厘
全 六錢長形 六錢二厘
全 角形 六錢二厘
右の封皮を用ゆる郵便物の目方重くして税高に不足と生ずる時は郵便切手を以て補ふへき

冊五

新聞紙(每月四回以上時限ヲ) 雜誌(此ヲテ發行ナルモノ)

一號	目方十六匁迄	一錢
二號	全三十二匁迄	二錢
三號	全四十八匁迄	三錢
以上右ノ割合ニテ目方十六匁迄ヲ増ス毎ニ税金一錢ツ、ヲ増シテ納ムヘシ		
二號	目方十六匁迄	二錢
二個	全三十二匁迄	四錢
以上	全四十八匁迄	六錢
ナ東	以上右ノ割合ニテ目方十六匁迄ヲ増ス毎ニ税金二錢ツ、ナ増シテ納ムヘシ	
差出	六匁迄ヲ増ス毎ニ税金二錢ツ、ナ増シテ納ムヘシ	
モ		

書籍類並見本品之部

目方八匁迄	二錢
全十六匁迄	四錢
全四十四匁迄	六錢
以上右ノ割合ニテ目方八匁迄ヲ増ス毎ニ税金二錢ツ、ヲ増シテ納ムヘシ	
書留之部	
郵便物一個ニ付	六錢
右何種ノ郵便ニ拘ハラヌ手数料トシテ納ムヘシ	

別配達郵便之部

三府ハ	十錢	全三十六丁迄	十二錢
郵便局アル地ハ	六錢	全五十四丁迄	十八錢
郵便局ナキ地	六錢		
路程十八丁迄	六錢		
以上右ノ割合ニテ路程十八丁迄ヲ増ス毎ニ税金六錢ツ、ヲ増シテ納ムヘシ			

郵便爲替規則摘要

第三百三十一條 爲替証書一枚の金額は三拾圓以下とシ、端數は厘位と限リトス

第三百三十三條 同一の差出人より同一の受取人に宛て同一の郵便局に於て拂渡セハル爲替の振出は一日金額三拾圓に超過セ

（からせ

第三百二十四條 爲替差出人は郵政局に設けある爲替願書用紙に式しきの如ごとく記載きざい調印てういん之爲替金かへん及爲替料かへりと共に先まつ之これノ事務者くわじりに交付いた之のち後のちに爲替証書かへせを受領うけとりせしめ

第三百三十五條 爲替証書は其差出人より受取人に送付せしめ

第三百三十六條 爲替差出人は其振出局に爲替金の返戻かへりノ請求せいきうせしめるを得但之爲替料は返付せしめ

第三百三十七條 爲替受取人其爲替証書に記載きざいきたる拂渡局にて爲替金かへんと受取うけとるふ不便ふべんなるるとき又は爲替差出人其振出局に爲替金かへんの返戻かへりを請求せいきうせしむに不便ふべんなるときは歸遞局かへりに其証書しやうしょを納

付きて書換を請求せいきうせし更に爲替金かへんを受取うけとるに便べんなる局きょくに宛てたる証書しやうしょと受うけとるを得

第三百三十八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲替証書かへりと引替ひきかへ限るへ之但郵便局ていゆうびんきょくに於て証人しやうにんを要ようするときは之これを拒こむへからず

第三百三十九條 爲替受取人かへりは其爲替証書かへりの式しきの如ごとく記名調印きめがてしやういんすへ之爲換振出人かへり爲替金かへんを返戻かへりを受うけとるとき亦また同おな之

第三百四十條 爲換報知書かへりに記載きざいせる諸件しよけんに瞭明りやうめいに答こたへ能あたはさるものは其爲換金かへりを受取うけとるを得

第三百四十一條 代人かたりを以て爲替金かへりと受取うけとるものは其爲替証書かへりの裏面うらめんに委任文かんにんぶんを記載きざいし記名調印きめがてしやういんし且一人ひとりは第三百二十九條第三百二十九條の手

續をききしき

四十

第百四十二條 官衙社寺會社は宛てたる爲替金を受取るるときは其爲替證書の裏面に官衙社寺會社の名稱を記し其印を捺し且つ之を受取所屬人は第百三十九條の手續をなすへき

第百四十三條 官衙社寺會社の受取るべき金に於て其官衙社寺會社の名稱を付記し其所屬人は宛てたるるとき宛名人自ら受取る能はると又第百四十一條に依る能はさるときは第百四十二條に依るを得ず

第百四十四條 官衙社寺會社若くは其所屬人の名を以て差支出せたる爲替金の返戻を受るときは第百四十二條第百四十三條の手續に依るへき

第百四十五條 爲替證書の効用は其證書の日付より百二十日を限りとし

第百四十六條 効用を失ひにる爲替證書は差出人又は受取人より驛遞局に納付し其證書を請求せしめ

第百四十七條 爲替證書の効用を失ひたる日より二ケ年内其證書を請求せるときは驛遞総官新聞紙と以て公告せしめ其公告の日より三ケ年内爲替證書の書換と請求せるときは其爲替金十分の一と手数料として徴収せしめ

其公告の日より三ケ年と過ぐるも尙は其爲替證書の書換を請

四十一

求せざる時は其爲替金を没入すべし

第百四十八條 爲替証書を失ひたる時又は汚損毀損之判明ならざる時は差出人に於て証人を立て驛遞局に其事由を証明せ更に再度の証書を請求せよ

第百四十九條 爲替金を返戻せ又は證書を書換へ或は再度の證書を交付せよ其原證書に對する報知書を取戻したる後に限るべし

第百五十條 爲替証書の書換又は再度の証書を請求するときは更に相當の爲替料を納むべし但郵便遞送中に生きたる事故に因るものは更み爲替料を納むべし

爲替證書の書換及再度の證書を同時に請求するも兩様の爲替料を納むるに及ばず

第百五十一條 再度の爲替證書を受領せし後前に失ひたる爲替證書と見出したるときは之と驛遞局に納付せよ

第百五十二條 爲替資金の都合に因り爲替金の渡方順延せらるることあるべし

第百五十三條 爲替証書又は報知書に失誤あるか或は其報知書未達の時きは爲替金の拂渡と延引せよ

第百五十四條 爲替金の受渡に屬する證書は証券印税を納るに及ばず

第一百五十五條

郵便爲替ゆうびんかはせ事故を生あつ損失を受くるものあるも  
驛遞局は之を償ふの責に任せせむせ

第一百五十六條

此の章の規則このあきのきそくを従したがひ爲替金を渡したる后は其渡  
方かたが就つち異議を唱ふるも驛遞局は其責に任せせむせ

第十一號

明治七年(七月)第八十一號布告ふこくしやうせんいんせいぎ證券印稅規則別冊の通改正とほりかへを明

治十七年七月一日より施行たごなよと

但明治八年(七月)第二百十号布告は同日より廢止はたしと

右奉 勅旨布告候事みまうけたまひりちいごとく

太政大臣三條實美

明治十七年五月一日

大藏卿 松方正義

(別冊)

證券印稅規則

第一條 凡をよろ財產の授受及うけわたひ契約の證明けいやくに用ふる証書帳簿は此

規則に循したがひ印紙いんしを貼用てうようせよ



第三條 證書帳簿を分て二類と爲し其利率は左の如き

第一類

左に掲ぐる所の證書帳簿は金高の有無多寡を拘はらず下に定むる所の印紙と貼用とへ之但當坐預金引出小切手は大藏省に税印の押捺と請ふことを得

一 當坐預り金引出小切手

印税五厘

一 委任狀

同 五厘

一 金高記載なき約定證文

同 一錢

一 (遺)金物證文

同 一錢

一 跡式讓證文

同 一錢

一 讓與證文

同 一錢

一 期限と定めたる預り金證文

同 一錢

一 耕地小作證文

同 一錢

一 雇人請合狀

同 一錢

一 金高記載なき諸物品預り證文

同 一錢

一 金高記載なき諸物品借用證文

同 一錢

一 (地所家屋)預り証文

同 一錢

一 諸物品切手

同 一錢

一 (借地借家)証文

同 一錢

一 賣買仕切書

同 一錢

一 保險証文

同一錢

一 諸會社株券

同一錢

一 送金手形

同一錢

一 (金錢諸物品) 通帳 一年以内一冊お付

同一錢

一 (金錢諸物品) 判取帳一冊に付

同一拾錢

一 結社約定書

同一錢

但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項ありて之か効力を確定とる証書帳簿は金高記載なと雖とも第二類金高記載ある諸般の契約證書に準り印紙を貼用せへま

左に掲ぐる所の證書は金高五圓以上のものに限り下に定むる所の印紙を貼用すへま

一 營業に關する契狀

印税一錢

一 營業に關する受取書

同一錢

右諸證書と通帳と爲るときは都て一年以内一冊に付一錢の印紙を貼用せへま

印税一錢

第三類 契狀

左に掲ぐる所の證書は金高の多寡に隨ひ下に定むる所の割合と

以て印紙を貼用すへま但爲替手形約束手形は手形印紙を用ふへ

ま

一 金錢借用證文

一(地所家屋)買賣證文

一金高記載ある諸物品預り證文

一金高記載ある諸物品借出證文

一諸物品賣買證文

一金高記載ある諸般の契約證書

金高壹圓以上二十圓未滿

印税一錢

金高二十圓以上五十圓未滿

同三錢

金高五十圓以上百圓未滿

同四錢

金高百圓以上百五十圓未滿

同六錢

金高百五十圓以上二百圓未滿

同八錢

金高二百圓以上三百圓未滿

同十一錢

金高三百圓以上四百圓未滿

同十四錢

金高四百圓以上六百圓未滿

同二十錢

金高六百圓以上八百圓未滿

同廿六錢

金高八百圓以上千圓未滿

同卅二錢

金高千圓以上千四百圓未滿

同卅八錢

金高千四百圓以上千七百圓未滿

同四十四錢

金高千七百圓以上二千圓未滿

同五十錢

金高二千圓以上二千五百圓未滿

同六十錢

金高二千五百圓以上三千圓未滿

同七十錢

五十一

金高三千圓以上三千五百圓未滿

五十二

金高三千五百圓以上四千圓未滿

同八十錢

金高四千圓以上

同九十錢

同壹圓

右諸証書を通帳とみなすとせば其附込見舞金高に隨ひ下お定むる  
印紙を貼用とへ之

金高百圓未滿

印税四錢

金高百以上総て諸証書税率に據るへ之

一 金銭當坐預り證文

一 質物

預り書  
小札

金高壹圓以上二十圓未滿

印税一錢

金高二十圓以上

同二錢

右諸証書を通帳と爲すとせば其附込見舞金高に隨ひ下に定むる  
印紙を貼用とへ之

金高百圓未滿

印税二錢

金高百圓以上

同四錢

一 爲替手形

一 荷爲替手形

一 約束手形

金高五十圓未滿

印税一錢

金高五十圓以上百圓未滿

同二錢

金高百圓以上二百圓未滿

同四錢

金高二百圓以上五百圓未滿

同八錢

金高五百圓以上千圓未滿

同十五錢

五十三

金高千圓以上二千圓未満

同廿五錢

金高二千圓以上

同五十錢

第三條 前條に掲ぐる所の證書帳簿と効用を同ふとする者は其名稱に拘らざりし税率に照し相當の印紙を貼用せしめし

第四條 印紙を貼用せざるものは民事裁判上之を受理せしめ但處罰を受くる後印紙を貼用せたるものは此限にほらざり

第五條 印紙は證書の指出人又は帳簿主お於て證書は授受の前簿帳は使用の前に貼用し證書帳簿記名の下に押捺する印を以證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とに於て消印せしめし

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價は布達を以て之と定む  
第七條 用紙及び手形用紙は官の許可を得たる賣捌所お非されは之と賣捌くことを得ず

第七條 印紙を貼用せしめし帳簿仕切書送り状は主任官之と検査することあるへし

第九條 左に掲ぐる所の證書帳簿は印紙を貼用する事を要せし

- 一 官廳より差出す證書帳簿
- 一 官吏準官吏若しくは布告布達又は達を以て定めたる議員若しくは公立學校病院お從事するもの各其職務に依て用ふる證書
- 一 國庫金取扱所又は爲換方より官廳に差出す預り金に對する抵當證書

一 國庫金取扱所又は為換方より官廳に對する諸上納金の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對する國庫金取扱所又は為換方より差出と請書

一 諸上納金に付國庫金取扱所又は為換方より納人へ差出と請取証書

一 罹災救助金獻金寄附金に關する人民より官廳へ差出す證書

第十條 第二類の帳簿は初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數を記載せよ。但物品の授受に關する者は其代價を記載せよ。

第十一條 証書帳簿に稅率の異なる者を雜記するときは各相當の印紙を貼用せよ。

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満たるときは其旨該帳簿に記載せしめ主任官検査の節之に捺印を受くべし。

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之れを使用せんとするときは第十條の手續を以て更に相當の印紙を貼用せよ。

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たさるか又は使用期限未だ盡さざるに紙數盡きたるときは更に紙數を増加することを得此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側に其事由及び増加したる紙數を記載せよ。

第十五條 証書帳簿に外國貨幣を以て員數を記載するときは内

國の貨幣に改算したる金高に附記し相當の印紙を貼用せよ

第十六條 取換せ証書は雙方の印紙を貼用せよ

第十七條 証書お副證書を附し又は裏書等を爲し本證書と効用

を異にするもの若くは金高に増減と生ずるものは其副書又は

其裏書に就き更お相當の印紙を貼用せよ

第十八條 此規則と犯し脱税お係る者は處罰を受たる後証書帳

簿の受取人に於て相當の印紙を貼用することを得

第十九條 印紙を貼用せよ証書帳簿に之を貼用せず若くは貼

用不足とするもの及び手形用紙を用ひ若くは不足税の手形用紙

を用ひたるものは脱税高二十倍の科料又は罰金に處せ其証書

帳簿を受取たるもの亦同也

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續お據て消印を

爲さず又は他の印を以て消印したるものは印税高十倍の科料

又は罰金に處せ其証書帳簿を受取たるもの亦同也

第二十一條 此の規則を犯すたる証書帳簿に請人證人として加

印せたる者は各正犯お係る罰金の半額に相當する科料又は罰

金に處す

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるものは二圓

以上二十圓以下の罰金に處す

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したるものは二圓以上十圓以下の罰金に處す

第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるものは一圓以上一圓九十五錢以下の料料に處す

第二十五條 第七條を犯したるものは所持の印紙及び賣得金と沒收を五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十六條 前數條の罪を犯したるものは刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例を用ひす

第十九号

商標條例別冊之通制定之明治十七年十月一日より施行す  
右奉 勅旨布告候事

明治十七年六月七日

左大臣 熾仁親王  
農商務卿松方正義

商標條例

第一條 商標は農商務省の商標簿に登録を経たるときは其所有主に於て登録の日より十五年間之を專用するの權を有せし  
第二條 商標を專用せんと欲する者は其願書に見本並別冊細書を添へ登録し願出つ可し其別冊細書には商標の説用方並其商品



の名目種類を詳記し可し

其登録と經たる者は登録証を下附し可し

第三條 商標の登録と願出づる者あるときは願書の日附を二ヶ

月間之と留置其間に之と抵觸す可き願書到達せされは之と登

録と可し

若し二人以上同一又は相紛らはざる商標を同一種類の商品に

専用せんが爲め登録を願出る者あり抵觸せるときは其願書日

附の後なる者を却下す其日附同き者は共に之を却下し可し

第四條

登録商標は農商務卿に於て衆庶の觀覽を供ふる爲め便

宜の方法を定む可し

第五條

左の商標は登録を願出づることと得ず

一 已に登録せる商標と同一又は相紛らはざる商標に於て同

一種類の商品を用ふる者

二 地名人名家号會社名のみと以てする者は商品普通の名稱

或は内外國の旗章のみと以てする者

三 同業者普通に用ひ又は商業上慣用せる目印と以てする者

四 新に使用せる商標に於て本條例頒布以前より現に使用者

ある商標と同一又は相紛らはざる商標を同一種類の商品

に用ふる者

第六條

登録商標王其專年限中轉籍轉居又は氏名と變換した

るとき及廢業一又は休業一ケ年間に及ひたるときは三ヶ月以内之を届出つ可し

第七條 登録商標専用年限中其相續者に於て其業を相續せたるときは三ヶ月以内に之を届出つ可し

第八條 登録商標主其商標の専用權と他人に讓與又ハ分與せんとするときは更に其登録と届出つ可し但専用年限は最初登録の日より通算す可し

第九條 登録商標を他の種類の商品に兼用若しくは専用又ハ之を改正せんとするときは更に登録を届出つへし  
前項の場合に於ては第三條に依て處分す可し

第十條 登録商標専用満期の後之を續用せんとする者は満期三ヶ月前に更に其登録を届出可し

第十一條 登録証と毀損遺失たるときは其再渡を届出つへし

第十二條 商標を登録せし後第五條に觸れ又は登録願書及見本明細書に相違の事實あることを發見せたるときは其登録無効

お歸之登録証を返納せしむへし

第十三條 登録商標主其業を廢せたるときは廢業の日より其専用權を失す休業三ヶ年及ふ者亦同し

第十四條 商標の登録を願出つる者は左の手數料を納むへし但願書を却下するときは之を返付す

一 商標壹個に付金拾圓但登録を數種の商品に兼用若しくは轉用せるものは其商品一種ごとに金五圓と加ふ

二 商標の讓與分與又は改正と願出づる者及滿期續用を願出づる者は商標一個に付金五圓

三 登録証の再渡を願出づる者は商標一個に付金壹圓

第十五條 登録商標主其専用權を侵されたるときは之を告訴せ並びに要償の訴を爲すことを得

第十六條 登録商標を偽造して使用せたる者は一月以上一年以上以下の重禁錮に處せ四圓以上四拾圓以下の罰金と附加し其盗用せたるものは一等を減す

第十七條 登録商標に相紛らはせし商標を造りて使用せたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處せ二圓以上二十圓以下の罰金を附加せ

第十八條 第十六條第十七條の違犯に係る商標を附せたる商品の情を知て販賣せたる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處せ

第十九條 第十六條第十七條第十八條の場合に於ては仍舊違犯の商標を沒收し其商品と分離せへからざるものは商品を破毀せしむ

第二十條 詐偽の所爲を以て商標の登録を得及商標の登録を詐稱せたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處せ二圓以上二

十圓以下の罰金と附加と

第廿一條 第六條第七條の届出を其期限内に爲さざるものは一

圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第廿二條 此條例を犯したる者には刑法の數罪併發の例と用ひ

と

第廿三條 第十六條より第十八條に至るの罪は登録商標主の告

訴と待て其罪を論じ

第廿四條 登録商標主告訴を爲したるときは裁判官に於て假に

其告訴に係る商標を附きたる商品の發賣を停止するを得

附則

本條例頒布以前使用せる商標を專用せんと欲する者は本條例施

行の日より六ヶ月間に於て其登録を願出つ可き其願書は本條例

施行の日より八ヶ月間之を留置其間に之と抵觸せしむる願書到達

せされは之を登録と可き

若し二人以上同一又は相紛らばざる商標を同一種類の商品に專

用せんか爲め登録を願出つる者あり抵觸せるときは其願書日附

の前後に拘はらず農商務卿に於て其商標の使用最久と認

定する者を登録して其他を却下せし

本條例第三條に依り處分せしむる願書と雖も本條例施行の日より

八ヶ月間之を留置附則第一項に従ひ願出ゆるものに抵觸せると

きは其願書日附の前後に拘はらそ之を却下と可也

前二項の場合に於て願書を却下とるときは其手数料を返付と

第十三号

今般商標條例制定候に付商標登録願手續別冊の通相定む  
右布達候事

明治十七年六月七日

左大臣 熾仁親王  
農商務卿松方正義

商標登録願手續

第一條 商標に關する願書届書は都て地方廳を経て農商務卿  
差出と可也

第二條 商標の登録を願出つるときは商標見本五枚及手数料を

添へ願書並明細書各二通を差出と可也

第三條 一箇の商標を二種以上の商品に用ひんか爲め又は二箇  
以上の商標を一種の商品に用ひんか爲め登録を願出つるとき  
は其商品一箇又は商標一箇毎に各別の願書及明細書を差出と  
へ也

第四條 條例第七條に據り相續と届出つるとき其死亡後相續に  
係る者は相續者並身元詳ある證人二名以上連署其生存中の  
相續に係る者は登録商標主相續者連署とへ也

第五條 條例第八條に據り讓與分與を願出つるときは讓主讓受  
注連著之讓主より登録証並約定書寫及手数料を添へ願書二通

並明細書（讓與願には二通分與願には三通）と差出とへ之  
其登録を経たるときは分受人には別に分受登録證及明細書と  
下附之分與人又は讓受人には前登録證及明細書に裏書檢印を  
て之れを下附と可之

第六條 條例第九條に據り登録商標の轉用兼用を願出つるとき  
は第二條に準據と可之

第七條 條例第十條第十一條に據り商標の續用及登録證の再渡  
を願出つるときは手数料を添へ願書二通を差出とへ之

第八條 登録願書と却下とるときは其理由を指示とへし

第九條 登録商標主は其商標の彩色と適宜變換とをすることを得

第十條 登録商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と

登録證下附の日より三十日以内に差出とへし

第十一條 登録商標を使用する商品の種類と定むると左の如し

但願人あ於て其種類を判知を難きものは農商務省に於て之  
を判定とへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」漂白粉、護謨、樹脂、  
膠、燐、石鹼、酒精「グリセリン」「キナエン」「モルヒネ」「丁幾劑」、  
舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛

第十六種 機械類、紡績機、裁縫機、製糖機、印刷器械其他諸製造器械、蒸氣の機關及罐等

第十七種 農工器具、鋤、鍬、唐箕、熊手、釘拔、鐵鎚、繩墨等

第十八種 學術上の器械類、理化學、醫術及測量等の器械

第十九種 度量權衡

第二十種 運送用の車類、荷車、馬車、人力車、白轉車等

第二十一種 樂器、琴、三味線、胡弓、笛等

第二十二種 時計及其附屬品

第二十三種 銃砲、彈丸、火藥、烟火類

第二十四種 蠶種紙、繭

第十條 登録商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と

登録證下附の日より三十日以内に差出とへし

第十一條 登録商標を使用する商品の種類と定むると左の如し

但願人あ於て其種類を判知乏難きものは農商務省に於て之を判定とへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」漂白粉、護謨、樹脂

膠、燐、石鹼、酒精「グリセリン」「キナエシ」「モルヒネ」「丁幾劑、

舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛

並明細書（讓與願には二通分與願には三通）と差出とへ之  
其登録を経たるときは分受人には別に分受登録證及明細書と  
下附と分與人又は讓受人には前登録證及明細書に裏書檢印と  
て之れを下附と可也

第六條 條例第九條に據り登録商標の轉用兼用を願出つるとき  
は第二條に準據と可也

第七條 條例第十條第十一條に據り商標の續用及登録證の再渡  
を願出つるときは手数料を添へ願書二通を差出とへ也

第八條 登録願書と却下とるときは其理由を指示とへし

第九條 登録商標主は其商標の彩色と適宜變換とすることを得

第十條 登録商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と  
登録證下附の日より三十日以内に差出とへし

第十一條 登録商標を使用とる商品の種類と定むると左の如し  
但願人お於て其種類を判知と難きものは農商務省に於て之  
を判定とへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」「漂白粉」「護謨」「樹脂」  
膠、燐、石鹼、酒精「グリセリン」「キナエオン」「モルヒネ」「丁幾劑」、  
舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛



欠

MISSING

第十六種

機械類、紡績機、裁縫機、製糖機、印刷器械其他諸製造器械、蒸氣の機關及鐘等

第十七種

農工器具、鋤、鍬、唐箕、熊手、釘拔、鐵鎚、繩墨等

第十八種

學術上の器械類、理化學、醫術及測量等の器械

第十九種

度量權衡

第二十種

運送用の車類、荷車、馬車、人力車、自轉車等

第二十一種

樂器、琴、三味線、胡弓、笛等

第二十二種

時計及其附屬品

第二十三種

銃砲、彈丸、火藥、烟火類

第二十四種

蠶種紙、繭

第二十五種

眞綿及木綿綿

第二十六種

生糸、絹絲及天蠶絲(琴糸、金糸銀糸等も此中に屬す)

第二十七種

綿糸

第二十八種

毛糸

第二十九種

麻系

第三十種

絹織物

第三十一種

木綿織物

第三十二種

毛織物

第三十三種

麻織物

第三十四種

絹綿麻毛外の織物及各種の交織物

第三十五種 系類の編物及組物「レース」打紐、綱等

第三十六種 被服、諸種の衣服、織物製帽子、手套、足衣、織物製

雨衣、袴、目利安等

第三十七種 醸造物及飲料諸種の酒、酢、醬油、蜜柑水、曹達水等

第三十八種 砂糖諸種の砂糖、糖蜜、蜂蜜等

第三十九種 菓子及麵包類、干菓子、蒸菓子、掛夕物、西洋菓子、餡

砂糖漬等

第四十種 茶及珈琲類

第四十一種 煙草類

第四十二種 穀菜種子及菓物類、五穀、蔬菜、筍、菜實、種子、根球

等

第四十三種 挽粉、澱粉及其製品、諸種の挽粉、澱粉、麵類、湯波、蒟

蒟、凍豆腐、豆蒟蒻等

第四十四種 味噌、膏物及漬物類

第四十五種 肉類、海草の貯藏、鰹節、鰯、乾鮑、海苔、昆布、佃煮、罐

詰、雲丹諸種の鹽製品等

第四十六種 牛乳製品、凝乳、乳油、乳餅、乳粉等

第四十七種 煙具及袋物諸種の煙管、煙袋、煙管筒、懷中物等

第四十八種 紙及其製品諸種の紙、色紙、短冊、擬草紙、油紙、澁紙

書簡筒、張文匣、一閑張、元結等

第四十九種 筆墨類、筆墨、朱墨、印肉、墨汁、鉛筆、洋筆等

第五十種 皮及製品、馬具、革包、文匣革、帶革、靴等

第五十一種 燃材、諸種の炭、附木、摺附木、燈心等

第五十二種 油蠟類、諸種の油、蠟、蠟燭、脂肪等

第五十三種 肥料、干鰯、鮭粕、油粕、骨粉等

第五十四種 木竹材

第五十五種 木竹材藤製品及其漆塗蒔繪品類、指物、挽物、曲物、桶類、編物、組物等

第五十六種 角甲牙類の製品

第五十七種 藁及草の製品、疊表、筵、編笠、繩、麥藁細工等

第五十八種 傘杖及扇物、諸種の傘、杖、下駄、草履、鼻緒等

第五十九種 扇子及團扇

第六十種 提燈及「ランプ」類

第六十一種 齒磨及洗粉

第六十二種 刷子類

第六十三種 玩具類、花簪、鞠、碁、將碁、人形、獨樂、揚弓、押繪、造花、骨牌等

第六十四種 錦繪及寫真類

第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年(七月)第貳百七拾貳號布告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸する者の廢止と

但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣ハ當分従前の通たるべし

右奉 勅旨布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣三條實美 大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租は地價百分の二箇半と以て一年の定率とす

但本條例に地價と稱するは地券に掲たる價額を謂ふ

第二條 地租は年の豊凶お由りて増減せず

第三條 有租地を區別えて二類と爲す(第一類) 田、畑、郡村宅

地、市街宅地、鹽田鑛泉地(第二類) 池沼、山林、原野、雜種地

第一類中又は第二類中の各地々目變換する者を地目變換と謂

ふ第二類地に勞費と加へ第一類地と爲すものを開墾と謂ふ第

一類地又は第二類地の山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖

永成等の如き天災に罹り地形を變えたるものを荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用懸水路、溜池、堤塘、井溝及び公衆の用に供する道路は地租を免む

第五條 土地の丈量は曲尺を用ひ六尺を間と爲さ方一間を以て歩と爲さ三十歩を畝と爲さ十畝を段と爲し十段と町と爲さ

但市街宅地は方一間を以て坪と爲さ十分一を合と爲さ合の十分一と勻と爲す

第六條 開墾、墾下年期、明荒地、免租年期、明にて地價を定むるとき又は地目變換するとき又は地盤を丈量す

第七條 地價は地目變換又は開墾に非ざれば修正せざ  
第八條 一般に地價の改正を要するとき又は前以て其旨を布告す

ベ之

第九條 地價は其地の品位等級を認定し其所得を審査し尙ほ其土地の情況に應じ之と定む

第十條 地目を變換するとき又は之を地方廳に届出べし地價は其地の現況に依り之を修正す

第十一條 免租地を有租地と爲さんとするとき又は地方廳の許可を受くべし地價は其地の現況に依り之を定む

第十二條 地租は地券記名者より徴收す  
但質入の土地は其質取主に於て之を納むべし

第十三條 有租地を公立學校地、鄉村社地、墳墓地となす時其地

租は許可と得し月分より月割を以て之を免用、水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用に供する道筋となるとき其地租は其地工事着手の月分より月割を以て之と免す、免租地と有租地とをるとき其地租は許可を得ず、翌月分より月割と以て徴收と

第十四條 地目變換は其地價修正の年より修正地價に依て地租を徴收と

第十五條 開墾地は、開墾地は、 鐵下年期明、荒地は、荒地は、 免租年期明の翌年分より、免租年期明の翌年分より、 更正地租に依り地租を徴收と

第十六條 開墾をふさんとするときは、開墾をふさんとするときは、 地方廳の許可を受くべき、地方廳の許可を受くべき、 開墾地は十五年以内の鐵下年期を許可と

但、但、 年期中と原地價に依り地租を徴收と

第十七條 鐵下年期中、鐵下年期中、 當初の目的を改め、當初の目的を改め、 他の地目に變ずる時は、他の地目に變ずる時は、 之を地方廳に届出べし、之を地方廳に届出べし、 此場合に於ては、此場合に於ては、 直に其地價を定め、直に其地價を定め、 又は、又は、 更に鐵下年期を許可する事あるべき

第十八條 鐵下年限明お至り、鐵下年限明お至り、 開墾の成功に至らざる者は、開墾の成功に至らざる者は、 更お十五年以内、更お十五年以内、 鐵下繼年期と許可と

第十九條 鐵下年期明のときは、鐵下年期明のときは、 其地價を修正と、其地價を修正と、 若し其開墾、若し其開墾、 當初の目的を達せず、當初の目的を達せず、 他の地目お變ずるものは、他の地目お變ずるものは、 其他の現況に依り、其他の現況に依り、 地價を修正す

第二十條 荒地は、荒地は、 其被害の年より、其被害の年より、 十年以内、十年以内、 免租年期と定め、免租年期と定め、 年期

明に至り原地價に復す

第廿一條 免地年期明に至り其地の現況地價に復し難き者は十年以内七割以下の低價年期を定め年期明に至り原地價に復す

第廿二條 低價年期明に至り尙ほ原地價に復し難き者及び免租年期明に至り原地目に復せず他の地目に變せざる者は其地の現況に依り地價と定む

第廿三條 免租年期明に至り尙ほ荒租の形狀を存せざる者は更に十年以内免租繼年期を定む其年期明に至り尙ほ原地價に復し難き者は第二十一條第廿二條に依り處分とす

第廿四條 川成、海成、湖水成にして免租年期明に至り原形に復し難き者は更に十年以内免租繼年期を許可せ其年期明に至り尙ほ原地目に復せず他の地目に變せざる者は川、海、湖に歸する者とし其地券と還納せしむ

第二十五條 土地を欺隱し地租を遁脱せざる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處せ現地目に依り地價と定め欺隱年間の地租を追徴せ但地租改正の初年に遡ることを得とす

第二十六條 第十一條第十六條に違犯せざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處せ其免租地を有租地と爲し又は開墾を爲せるとき許可すべき者は原地目により地價を定め其地租増額と追徴せ但地租改正の初年に遡ることを得とす



第廿七條 第十條第十七條に違犯ゑはんする者は一圓以上一圓九十五以下の科料くわれうに處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲しよゑんしやうくちじんこさくじんしよゑんに係り所有しよゆう主其情を知らざる時は其借地人小作人を罰之地租は所有主しよゆうしゆより追徴つゐぢやうとす

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑けいに當る者自首しゆするときは其罰金科料うのばうきんこりれうを免す但其追徴つゐぢやうを免す地租は仍之と納むべき

電信條例

明治七年九月廿二日第九十八號布告

日本帝國電信條例

第一條 此條例は日本帝國政府電信寮に於て所轄する處の電機でんき上じやうに施行するなり

第二條 此條例中に用ふる電報の語は百般の音信総て電機を以て傳送てんそうす又は傳送せんと欲するものと指て言ふなり

第三條 日本政府電信寮は日本帝國外の各地へ又は各地より傳送する電報を除き日本帝國中に電報を傳送す及び受取取集め届渡等一切關係の事務を取扱ふ専任の權と有とす

第四條 何人にてても不法故意を以て傳機器械柱木信線若しくは其線を覆ふ匣蓋管筒或は支凸腕木柳木陶器海底線浮標旗竿號報柱及び電機並に其附屬一切の物品を毀傷する者或は此電機にて通信の傳送携致又相渡を如何様なる仕方にてても妨害する者其他上件の架木支凸腕木と抜取る者は五百圓を多からざる罰金又は懲役或は禁獄に處す但し過誤失錯も出る者は其損害の多少に隨て償金のみを出さざる

第五條 電機掛り官員及び改役或は其他の官員又ハ何人みても電信察の事務に従事する際之を攻打し或は粗暴の舉動を爲し其事業に妨害抗抵を爲す者は五百圓を多らざる罰金又は三ヶ

月より長からざる懲役或は禁獄に處す

第六條 何人にてても不法に柱木架木海底線信線旗竿浮標其他電機又は其附屬の物品に馬又は其他の獸畜或は舟筏等を繋ぐ者は其所行に依て損害の有無を論せし二百五十圓を多からざる罰金又は四十二日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第七條 何人みても柱木信線陶器旗竿腕木柳木支凸號報柱浮標其他の物品へ瓦礫若しくは雜物を投擲又矢箭火器を彈射する者は其所行に依て毀場の有無を論せし二百五十圓より多からざる罰金又は四十二日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第八條 何人にてても電線の近傍にて紙鳥を飛せ信線陶器腕木架

木支凸其他電線に屬せる物品へ紙鷲又は其附屬の糸等を引掛け電氣の妨碍を生ぜざる者は十圓より多からざる罰金又は七日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第九條 何人にてても不法故意を以て政府電信寮より其局々或は電線沿道の所々に取建たる標識揭示等を削剝或は拔去者は五十圓より多からざる罰金又は四十二日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第十條 何人にてても不法に電機用的一部分たる柱木旗竿信線支線支柱へ攀ち又は同様小浮標に乗る者は其所行に依て妨害の有無と論せし二十五圓が多からざる罰金又は二十一日より長

からざる懲役或は禁獄に處す

第十一條 何人あくも不法故意を以て柱木浮標其他一切電機附屬の物品へ落書圖繪又は鐫削する者は拾圓より多からざる罰金又は七日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第十二條 電機掛官員及び改役或は其他の官員又は何人にてても他人へ届渡すべき電報を故意と以て隠匿し又は電信寮より電報を届渡すべき命令を怠り或は肯せざる者は五十圓より多からざる罰金又は四十二日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第十三條 電信寮お仕官する者故意怠慢を以て音信の傳送又は届渡すことを亡却遅延する者又は同様の事に依て音信の傳送

届渡を妨礙遷延せざる者又は猥りに音信の旨趣を傳渡せ  
る者又は他の人民又は電信寮の官員と雖も其場に立入へる職  
務に非ざる者や電信寮の器械室に立入らせ又は滞居せざる  
者以上の各犯は一百圓より多からざる罰金に處せ

第十四條 凡る此の條例中に記載たる箇條を雖然犯さんと企  
つる者は五十圓より多からざる罰金又は四十日より長からさ  
る徴役或は禁獄に處せ

第十五條 凡る此の條例を犯きて電信寮所轄の物品を毀傷又  
は他人の損失妨礙を生ずる者は例に照らきて處分せるの外其  
毀傷損失の償金を出さざる但工部省所管電信私線の分も總て

此條例に準ずる處分と

第十六條 凡る犯人を處斷せ罰金並に償金の額を定むるは總て  
裁判官の權内に屬せ

第十七條 (明治十二年五月十四日第十八號布告と以て削除せ  
故ふ之を畧せ)

民事訴訟用印紙規則一覽

大政官布告第五號

民事訴訟用印紙規則別紙の通り制定す明治十七年四月一日より施行す(但し明治八年十二月第百九十六號布告訴訟用印紙規則は右施行の日より廢止す)

明治十七年二月廿三日

(別紙) 民事訴訟用印紙類規則

○第壹條 凡る民事訴訟の書類には此規則に従ひ印紙を貼用するものとす○第二條 訴訟狀又は正本一通に付請求の金額若しくは價額に應之左の區別に隨ひ其受付の時に於て印紙を貼用と

可之(金額價額)五圓まで(貳拾錢)同拾圓まで(三拾錢)同貳拾錢まで(六拾錢)同五拾圓まで(壹圓五拾錢)同七十五圓まで(貳圓貳拾錢)同百圓まで(三圓)同貳百五拾圓まで(拾三圓)同千圓まで(拾五圓)同貳千五百圓まで(拾貳圓)同五千圓まで(貳拾五圓)同五千圓以上は千圓まで毎に貳圓を加ふ控訴に於ては右半額上告に於ては全額の印紙を加貼と可之○第三條 人事其他金額に見積る可らざるものは三圓の印紙を貼用と可し其控訴上告に於て加貼するは前條に同之(但し人事に於ては極貧の者に於ては戸長の證書を所持する者は裁判官に於て印紙の貼用を免する事ある可之)○第四條 左の書類には正本壹通に付貳拾錢の印紙

を貼用し可き答辨書、證據物寫之、辨駁書、辨論書、上申書、陳述書等證人鑑定人、評價人、引合人等の呼出之を請求する願書寛判の延期を請求する願書○第五條 左の書類には正本壹通付（五拾錢）の印紙を貼用し可き官吏の臨檢を請求する願書財産差押又は物品公賣を請求する願書執行命令書を請求する願書身代限の處分を請求する願書○第六條 裁判言渡書の謄本を下付する時差出す受取書には其謄本壹枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書には其謄本壹枚三錢の割合を以て印紙を貼用し可き（但し裁判言渡書の謄本は壹枚十二行壹行十二字詰其他の謄本は壹枚二十行一行十八字詰とと○第七條 勸解に於ては一件毎に

勸解表に署名の時貳拾錢の印紙貼用し可し○第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價は曲者より直者に辨償し可きものとと○第九條 印紙の種類定價及び貼用方は布達を以て之を定む○第十條 印紙は管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ其他に於て賣買する事を得ず○第十一條 官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者ハ拾貳圓以上貳百圓以下の罰金に處せ仍や現在の印紙を沒収し其情を知て之を買取したる者は拾圓以上百圓以下の罰金に處せ仍は現在の印紙を沒収し○第十二條 前條の規則を犯したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

○太政官布達第四號

今般第五號布告を以て訟訴用印紙規則定候に付印紙の種類定價及び貼用方左の通り之を定む

- 淡黒色印紙壹枚三錢
- 黒色印紙全五錢
- 赭色印紙全拾錢
- 茶褐色印紙全五拾錢
- 黄色印紙全壹圓
- 青色印紙全五圓
- 燈黄色印紙全拾圓
- 綠色印紙全十五圓
- 嬌栗色印紙全廿圓

印紙は訴狀其他書類の正本に貼用之貼用者の印章と以て消印す可也

右布達候事

明治十七年二月二十三日

○大藏省第十七號

今般第五號布告民事訴訟用印紙の儀は他の印紙同様相心得右請求及び賣捌等に係る事件は総て當省へ申出す可く此旨相達候事

明治十七年三月六日

○司法省丁第三號

大審院 裁判所

民事訴訟用印紙製造及賣捌等の儀に付大政官より左の通り御達有之候條爲心得此旨相達候事

明治十七年三月六日

今般第五號布告民事訴訟用印紙製造及び賣捌の儀は大藏省に於

て可取扱旨別紙の通り相達候條此旨相達候事

明治十七年三月四日

今般第五號と以て民事訴訟用印紙規則布告候處右印紙製造及び  
賣捌の儀は其省に於て取扱可申此旨相達候事

明治十七年三月四日

○司法省甲第壹號

今般第五號布告を以て訴訟用印紙規則廢せられ候に付ては本年  
四月一日以後民事訴訟に關し大審院又は裁判所へ差出と書類は  
都て美濃紙又は之と同尺度の紙を用ひ一枚廿四行一行廿字詰に  
書と可きものと之(但訴訟入費は明治九年當省甲第五號布達第  
一條第九條に定めたる割合に依り書類認め料一枚金貳拾錢翻譯  
料は一枚金四圓と相成儀と心得可之

明治十七年三月五日

明治十七年七月二十四日御届

定價金十五錢

明治十七年八月二十日 出版

宮城縣士族

編輯人

石川 春久

宮城縣仙臺區東二番丁  
六十番地

宮城縣平民

高橋 藤七

宮城縣仙臺區國分町  
五丁目百六十九番地

出版人



賣 捌 所

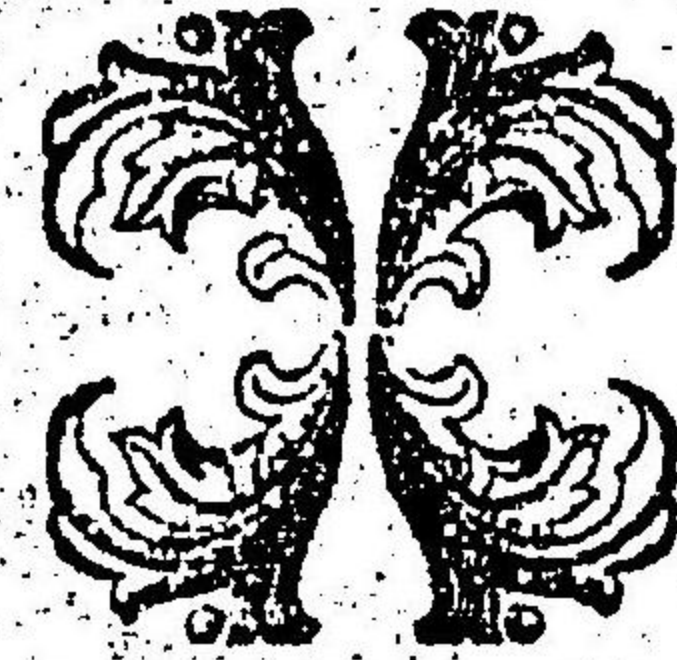
全	仙臺國分町	伊勢	安左衛門	今泉	紺野	善治
全	伊勢	半右衛門	全	山ノ目	管野	俊藏
全	大町四丁目	木村	文助	一ノ關	柳川	忠助
全	全五丁目	吉岡	健藏	築館	高橋	久兵衛
全	全河原町	石川	治右衛門	全	大山市	松
全	全荒町	明	治	岩夕崎	白鳥	文助
全	石卷裏町	三陸	利兵衛	全	鈴木	勘兵衛
全	全	山口	敬之助	全	增森	義造
全	全	山口	德之助	全	佐藤	清五郎
全	全	小野	寺真助	古川	小林	金治
全	全	鈴木	才治	全	松谷	林兵衛
全	全	川内	忠治郎	高田	大槌	重藏
全	全	勝倉	甚藏	全	今野	松吉
全	全	舟渡	金藏	全	勝部	勘太郎
全	全	氣仙沼	全	全	小島	藤三

全	岩谷堂	田丸	六右衛門	全	中新田	吉田	平七
全	全	大黒	惣吉	全	全	星儀	左工門
全	全	氏家	佐七	全	若柳	米谷	榮之助
全	全	高橋	與平治	全	佐沼	鈴木	善造
全	全	小野	寺政治	全	涌谷	近江	源右衛門
全	全	今野	善兵衛	全	全	久道	惣五郎
全	全	高橋	甚兵衛	全	山形縣新庄	平塚	鶴治
全	全	八島	平兵衛	全	秋田湯澤	佐藤	傳四郎
全	全	升利	兵衛	全	岩沼	野口	榮
全	全	佐藤	庄三郎	全	亘理	大坂	孫四郎
全	全	畑谷	嘉兵衛	全	全	鈴木	十郎
全	全	大沼	新兵衛	全	全	相原	想治
全	全	大沼	庄二郎	全	全	花谷	清吉
全	全	秋田	横手	全	全	全	全

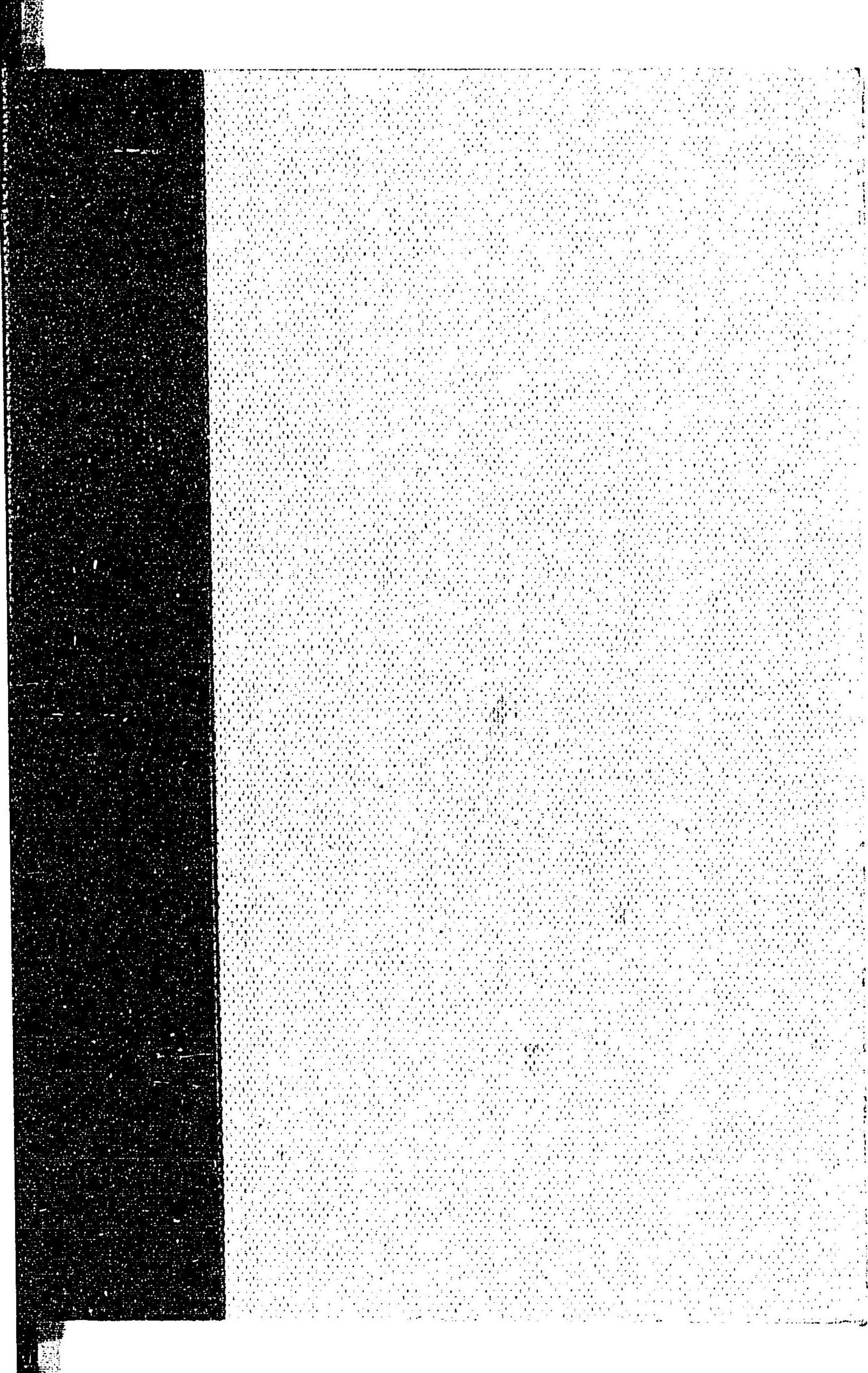


*[Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]*





行知所成括禁秋



CZ  
5  
0227



中學  
諸規則便覽

国立国会図書館

031007-000-8

CZ-5-0227

諸規則便覽

石川 春久 / 編

M17

BBC-0474

